

○都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則

昭和46年 3月 8日

長崎県規則第11号

**改正** 昭和47年 7月 1日規則第43号  
昭和49年 4月 1日規則第34号  
昭和50年 5月20日規則第25号  
昭和60年 3月26日規則第14号  
平成 5年 9月14日規則第44号  
平成 6年 3月31日規則第24号  
平成 9年 3月18日規則第 5号  
平成12年 3月31日規則第48号  
平成16年12月22日規則第68号  
平成19年11月30日規則第44号  
平成21年 3月24日規則第17号  
令和 3年 3月26日規則第31号  
令和 4年 3月29日規則第13号

注 令和 3年 3月から条文沿革を注記した。

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則をここに公布する。

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則

(趣旨)

**第 1 条** 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく開発行為等の規制に関する手続等については、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(開発行為許可申請書の添付図書)

**第 2 条** 法第30条第 1 項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、申請に係る開発行為が主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が 1ヘクタール以上のものを除く。）である場合には第 3 号及び第 4 号に掲げる書類を添えることを要しない。

- (1) 当該開発区域の土地の登記簿謄本又はこれに代わるもの
- (2) 当該開発区域内の土地の公図の写し
- (3) 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第1号）
- (4) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第2号）
- (5) 実測図による開発区域内の公共施設の新旧対照図
- (6) その他知事が必要と認める書類  
（協議申出書等の様式）

**第2条の2** 法第34条の2第1項の規定により協議を行おうとする者は、様式第3号の申出書に第2条第1項各号に掲げる図書を添えて申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申し出に対しては、その結果を様式第3号の2により通知する。  
（開発行為変更許可申請書等の様式）

**第3条** 法第35条の2第2項の申請書の様式は、様式第16号とする。

- 2 法第35条の2第3項の規定による届出は、様式第17号の届出書により行うものとする。
- 3 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2の規定により行う変更の協議は、様式第17号の2によるものとする。
- 4 前項の変更の協議に対しては、その結果を様式第17号の3により通知する。  
（設計説明書の様式）

**第4条** 省令第16条第2項の設計説明書の様式は、様式第4号とする。

（開発行為等施行区域内の土地等の権利者の同意書の様式）

**第5条** 省令第17条第1項第3号の書類の様式は、様式第5号とする。

（設計者の資格証明書）

**第6条** 省令第17条第1項第4号の書類は、様式第6号による書類及び省令第19条に規定する資格を有する者であることを証する書類とする。

（既存権利者の届出）

**第7条** 法第34条第13号の規定による届出は、様式第7号の届出書によりするものとする。

（工事着手の届出）

**第8条** 法第29条の許可（以下「開発許可」という。）を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、直ちに、様式第8号による届出書を知事に提出しなければならない。

（工事完了届出書等の添付図書）

**第9条** 省令第29条の工事完了届出書には工事完了図を、同条の公共施設工事完了届出書には公共

施設工事完了図を添えなければならない。

2 前項の図面は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
工事完了図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の敷地の形状、地盤の高さ、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置並びに土地地番の表示	500分の1以上
公共施設工事完了図	当該公共施設の位置及び形状	500分の1以上

（工事完了公告の方法）

**第10条** 法第36条第3項に規定する工事の完了の公告は、長崎県公報に登載して行うものとする。

ただし、開発許可に係る当該開発区域の面積が1万平方メートル未満のものについては、知事が指定する場所に掲示して行うことができる。

（建築制限の適用除外の申請）

**第11条** 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、建築承認申請書（様式第8号の2）に次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）敷地の位置を表示する図面
- （2）敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの
- （3）各階平面図及び2面以上の建築物の立面図で縮尺200分の1以上のもの
- （4）前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（開発行為に関する工事の廃止届出書の添付図書）

**第12条** 省令第32条の届出書には、次に掲げる事項を記載した図書を添えなければならない。

- （1）開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置
- （2）廃止時における工事の状況を示す図書

（建築物等の特例許可の申請）

**第13条** 法第41条第2項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、様式第9号による申請書に次に掲げる図書を添えて、知事に申請しなければならない。

- （1）建築物等（建築物又は第1種特定工作物をいう。以下同じ。）の概要書（様式第10号（その1及びその2））
- （2）方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示した附近見取図
- （3）敷地の境界及び建築物等の位置を明示した敷地現況図

- (4) 建築物等平面図
- (5) 建築物立面図（許可の申請が建築物の高さに係る場合に限る。）
- (6) その他知事が必要と認める書類  
（予定建築物等以外の建築等の許可の申請）

**第14条** 法第42条第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、様式第11号による申請書に前条各号に掲げる図書を添えて、知事に申請しなければならない。

（建築物等の新築等の協議申出書等）

**第14条の2** 法第43条第3項の規定により協議を行おうとする者は、様式第11号の2の申出書に次の各号に掲げる図書を添えて申し出なければならない。

- (1) 省令第34条第2項による図書
- (2) 第13条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げる図書

2 前項の規定による申し出に対しては、その結果を様式第11号の3により通知する。

（建築物等の新築等の許可申請書の添付図書）

**第15条** 省令第34条第1項の申請書には、第13条第1号及び第4号から第6号までに掲げる図書を添えなければならない。

（許可に基づく地位の承継の届出）

**第16条** 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、遅滞なく様式第12号による届出書に当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（地位の承継の承認の申請）

**第17条** 法第45条の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書（様式第14号の2）に次に掲げる図書（申請に係る開発行為が主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）である場合には、第2号に掲げるものを除く。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 申請者の資力及び信用に関する申告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(開発登録簿の調書の様式)

**第18条** 省令第36条第1項に規定する開発登録簿の調書の様式は、様式第13号とする。

(開発許可済の標識の掲示)

**第19条** 開発許可を受けた者は、当該開発区域の主要な取付道路の附近その他の工事現場の見やすい場所に、様式第14号による開発許可済の標識を知事が指示する期間掲示しておかなければならない。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付の申請)

**第20条** 省令第60条の規定により、当該計画が法第29条、法第34条の2、法第35条の2又は法第41条から第43条までの規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとする者は、様式第15号による申請書に当該計画がこれらの規定に適合していることを知事が確認するため必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(公示の様式)

**第21条** 法第81条第4項に規定する公示の様式は、様式第18号とする。

(身分証明書の様式)

**第22条** 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第16号とする。

(申請書等の経由及び提出先)

**第23条** 法、省令及びこの規則の規定による申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）は、開発行為等の施行区域を管轄する市町長及び県の関係地方機関の長を経由しなければならない。

2 前項の場合において、施行区域が2以上の市町にわたるときは、それぞれの市町長を経由しなければならない。

(申請書等の提出部数)

**第24条** 申請書等及びその添付図書の提出部数は、別に定めるものを除き、正本1通及び副本3通とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和47年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和49年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和60年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成5年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年規則第24号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年規則第5号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年規則第48号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年規則第68号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月4日から施行する。

**附 則**（平成19年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月26日規則第31号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月29日規則第13号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

申請者の資力及び信用に関する申告書						
						年 月 日
長崎県知事 様		申請者 住所 氏名 電話番号				
都市計画法第33条第1項第12号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。						
設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
前 年 度 事 業 量	千円	資産総額	千円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千円	事業税		千円
主たる取引金融機関						
工事監理者の住所及び氏名			電話番号			
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在職年数	資格、免許、学歴その他	
			歳	年		
宅地造成経歴	工事の名称	工事施工者	工事施行場所	面積	許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月日
				㎡	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

注 1 法令により登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建築業法による建設業者の登録、測量法による測量業者の登録建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタント業者の登録等について記入すること。

2 次に掲げる書類を添えること。

- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2) 法人の登記簿謄本（個人の場合は、履歴書）
- (3) 財務諸表（直前の事業年度のもの）
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第2条関係）

工事施行者の能力に関する申告書						
						年 月 日
長崎県知事 様						
		申請者住 所 氏 名 電話番号 工事施行者住 所 氏 名 電話番号				
都市計画法第33条第1項第13号に規定する必要な能力について、次のとおり申告します。						
設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
前年度又は前年の納税額		法人税又は所得税		千円 事業税		千円
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名						
技 術 者 歴	職 名	氏 名	年 齢	在 職 年 数	資 格、免 許、学 歴 其 他	
			歳	年		
宅 地 造 成 工 事 等 歴	注 文 主 の 氏 名	元 請、下 請 の 別	工 事 施 行 場 所	面 積	許 認 可 年 月 日	完 了 年 月
				m <sup>2</sup>	年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月

注 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務所の登録測量法による測量業者の登録、建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタント業者の登録等について記入すること。

2 (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書  
 (2) 法人の登記簿謄本（個人の場合は、履歴書）  
 (3) 事業経歴書  
 (4) その他知事が必要と認める書類



様式第3号（第2条の2関係）

開発行為協議申出書

<p>都市計画法第34条の2の規定により、開発行為の協議を申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>都道府県知事 様</p> <p style="text-align: right;">協議申出者 住 所 氏 名 電 話 (      )      —</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1. 開発区域に含まれる地域の名称	
	2. 開発区域の面積	
	3. 予定建築物の用途	
	4. 工事施行者住所氏名	
	5. 工事着手予定年月日	
	6. 工事完了予定年月日	
	7. 自己の業務用に供するもの、 その他のものの別	
	8. 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9. その他必要な事項	
※受 付 番 号		
※協議に附した事項		
※協 議 番 号		

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。  
 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。  
 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式第3号の2（第2条の2関係）

開発行為協議結果通知書

協議申出者  
住 所  
氏 名

平成 年 月 日付けの開発行為協議申出については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2の規定により協議を了する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

記

開発の位置：  
開発面積：  
用 途：  
備 考：



(2) 公共施設一覧表

施設の名 称	施設の新旧別	番号	概 要			管理者	用地の帰属	同 意 協議成立
			延長 (寸 法)	幅 員	面 積			
	新・既・替		m	m	m <sup>2</sup>			同意 ・ 協議
	新・既・替		m	m	m <sup>2</sup>			同意 ・ 協議
	新・既・替		m	m	m <sup>2</sup>			同意 ・ 協議
	新・既・替		m	m	m <sup>2</sup>			同意 ・ 協議
	新・既・替		m	m	m <sup>2</sup>			同意 ・ 協議
	新・既・替		m	m	m <sup>2</sup>			同意 ・ 協議

5 上水道施設

<input type="checkbox"/> 公営水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> その他
--

6 消防水利施設

<input type="checkbox"/> 消火栓    箇所 <input type="checkbox"/> 貯水槽    基 <input type="checkbox"/> その他
---

- 注 1 1(1)には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設などの区分を記入すること。  
 2 1(2)には、計画上周辺地との関連や施行地区内の問題で特に注意した事項を記入すること。  
 3 公共施設の名称は、道路、公園等の種類ごとに記入すること。  
 4 3(3)には、都市計画法施行令第27条の公益的施設について記入すること。  
 5 3及び4の欄で工区に分割したときは、工区別の内訳表を添付すること。

様式第5号（第5条関係）

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住 所  
氏 名 様

権利者 氏 名  
住 所  
電話番号

わたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行なうことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があつても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種別	摘 要
		m <sup>2</sup>		

注 1 同意した者の本人確認資料を添付すること。

2 線部分については、明らかに公共施設の用に係わらない土地にあつては、削除することを可とする。

附表

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類別	権利者の住所氏名	同意の有無	摘要

- 注 1 物件の種類欄には、土地、建物等の種別を記入すること。  
 2 権利の種類別欄には、所有権、抵当権等の別を記入すること。  
 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。  
 4 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入すること。

様式第6号（第6条関係）

設計者の資格に関する書類					
					年 月 日
長崎県知事 様					
			設計者 住所		
			氏 名		
					年 月 日生
			電話番号		
都市計画法第31条に規定する設計者の資格については、次のとおり相違ありません。					
建築士による 法資格	資 格 内 容		取 得 年 月 日		登 録 又 は 合 格 の 番 号
	<input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> 技術士（ 部門） <input type="checkbox"/> その他（ ）		年 月 日		
学 歴	学 校 の 名 称	学 部 及 び 学 科	所 在 地		修 業 年 限
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地		職 名	在 職 期 間
					年 月 から 年 月 まで
					年 月 から 年 月 まで
					年 月 から 年 月 まで
	合 計				年 月
設 計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	施 行 場 所	面 積	許 認 可 の 番 号 及 び 年 月 日
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第19条の該当資格				<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	イロハニホヘトチ

注 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。  
 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。  
 3 都市計画法施行規則第19条に規定する資格を有することを証する書類を添えること。

様式第7号（第7条関係）

						※届出番号	
既存権利者の届出書							
長崎県知事 様				年 月 日			
				届出者 住 所 氏 名 電話番号			
都市計画法第34条第13号の規定により、下記のとおり届け出ます。この届出に記載する事項は 事実と相違ありません。							
記							
1	市街化調整区域 となった年月日	年 月 日		2	建築の目的	イ 自己の居住用 ロ 自己の業務用	
3	2がロの場合の み記入のこと	届出者の職業 法人の場合は業務内容					
4	地 名						
土地の 所在	地番	地目	地 積	6 当該土地の利用に関する権利			
			m <sup>2</sup>	種 類	内 容	取得年月日	備 考
			m <sup>2</sup>				
			m <sup>2</sup>				
			m <sup>2</sup>				
			m <sup>2</sup>				
	合 計		m <sup>2</sup>	(実測地積 m <sup>2</sup> )			
7	農地法による農地転用許可		年 月 日		長崎県指令 第 号		
8	予定建築物の用途			9	既存建築物 の敷地を増 加する場合	既存の建築 物の用途	
10	土地の現況	イ 未造成 ハ 造成済	ロ 造成中		既存敷地 面積	m <sup>2</sup>	
11	その他						

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。  
2 この届出は、4通提出すること。  
3 次頁注意事項をよく読んで記入すること。

※
第 号
この届出を受理しました。
年 月 日
長崎県知事 印



(裏)

土地の見取図

[注意事項]

- 1 この届出は、市街化調整区域となった時、自己の居住又は自己の業務の用に供する建築物を建築する目的で、土地の所有権又は土地の利用に関し所有権以外の権利を有していた者のみができます。
- 2 2のイ、ロは届出人が自ら居住するもの、又は住宅以外で自己の業務の用に供するもので、これ以外の分譲住宅アパート、借家、会社の寮、貸店舗、貸事務所等の建築を目的とする場合は、この届出をすることができません。
- 3 (1) 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分を記入すること。  
(2) 「地積」の欄には、土地登記簿の地積を記入すること。実測地積が知れているときは、合計の欄の( )内に記入すること。  
(3) 「種類」の欄には、所有権又は借地権等所有権以外の権利について記入すること。所有権以外の権利の場合は備考欄に所有者名を記入すること。  
(4) 土地の見取図には、土地の形状、地番、既存道路、水路等を記入すること。
- 4 この届出に係る行為 { 未開発地の場合は開発行為  
既存宅地では建築行為 } は、区域の決定の日より5ヶ年以内に、  
所定の許可手続きを取り施行することが必要です。
- 5 農地の場合は、農地法第5条の農地転用許可を受けていることが必要です。
- 6 許可申請の際には、登記簿謄本、所有権以外の権利を証する書類、農地転用許可書の権利を証する書類が必要です。記載事項と相違することがありますと、許可を受けることができない場合がありますので注意してください。
- 7 この届出書は受付処理をしたのち1部を届出人に返しますが、開発行為又は建築の許可申請をする際に必要ですので大切に保管して下さい。

様式第8号（第8条関係）

<p style="margin: 0;">工 事 着 手 届 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">長崎県知事 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏 名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">電 話 番 号</p> <p style="margin: 0;">次のとおり開発行為に関する工事に着手したので、届け出ます。</p>	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工事施工者の住所及び氏名	電話番号
工事 監督者	住 所 及 び 氏 名
	連 絡 場 所
	資 格 、 免 許 等
主任 技術者	住 所 及 び 氏 名
	連 絡 場 所
	資 格 、 免 許 等
※ 処 理 欄	

注 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 工事工程表及び着手前の全景写真を添付すること。

様式第8号の2（第11条関係）

建築承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
電 話 番 号

都市計画法第37条の規定による承認を受けたいので、下記により申請します。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
建築物の敷地の所在地	
建築物の用途	
建築物の構造	階 建 造
敷地等の面積	敷地面積 $m^2$ 建築面積 $m^2$ (延べ面積) ( $m^2$ )
承認を受けようとする理由	

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「建築物の構造」の欄には、木造、鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等の別及び階数を記載すること。

様式第9号（第13条関係）

建築物特例許可申請書		年 月 日
長崎県知事 様		
申請者 住所		
氏名		
電話番号		
<p>都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、次のとおり建築物の許可を申請します。</p>		
1 開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 建築敷地の所在及び地番		
3 定められた制限の内容		
4 具体的な申請の内容		
5 申請の理由		
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に附した条件		
※ 許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 経由欄	※ 手数料欄	
<p>注 1 ※印の欄には、記入しないこと。</p> <p>2 様式第10号その1「建築物概要書」を添付すること。</p> <p>3 「開発行為に関する工事の検査済証」又は「開発許可通知書」を添付すること。</p>		

様式第10号その1 (第13条関係)

建築物概要書

主 要 用 途		建 ぺ い 率			%		
		容 積 率			%		
	建築面積	延べ面積	敷地面積				
申 請 部 分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
申 請 以 外 の 部 分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
建築物の棟別の概要							
棟番号	用 途	工事種別	構 造	階数	建築面積	延べ面積	備 考
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

備考欄には壁面の位置、高さ、敷地、構造、設備について制限がある場合に記入してください。

様式第10号その2（第13条関係）

工場等（第1種特定工作物）概要書

工 事 関 係 事 項	業 種		作 業 場 床 面 積				
			申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	原 料 名	一日の処理量	一 日 の 製 品 名		一日の生産量		
	機 械 の 種 類		機 械 台 数			原 動 機 の 出 力 (KW)	
			新 ( 増 ) 設	既 設	計	新 ( 増 ) 設	既 設
	合 計						
	作 業 方 法						
危 険 物 関 係 事 項			種 類	用 途	最大貯蔵量	最大処理量	
	申 請 部 分						
	申 請 以 外 の 部 分						
	合 計						
備 考							

- (注) 1 「業種」欄は、工場種類名を記入してください。  
 2 「原料名」欄は、工場に搬入される時原料の品名を記入してください。  
 3 「作業方法」欄は、作業工程の順に従って具体的に記入してください。(外注部分はその旨明記のこと。)  
 4 「備考」欄は、工場建設年月日、略歴、過去の都市計画法の許可若しくは建築基準法の確認・検査、工員数について記入し、危険物については、建築基準法施行令第116条第3項の比率を記入してください。

様式第11号（第14条関係）

予定建築物以外の建築等許可申請書 年 月 日	
長崎県知事 様	申請者 住所 氏名 電話番号
都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、次のとおり予定建築物以外の建築物の新築（への改築、への用途の変更）の許可を申請します。	
1 開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 予定建築物の用途	
3 土地の所在及び地番	
4 新築、改築又は用途の変更後の建築物の用途	
5 都市計画法第34条の該当する号及び理由	
6 新築、改築又は用途の変更の理由	
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 許可に附した条件	
※ 許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 経由欄	※ 手数料欄

注 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
 2 5の欄には、新築、改築又は用途の変更後の建築物が都市計画法第34条第1号から第12号までのいずれかに該当する場合のみ記入すること。

様式第11号の2（第14条の2関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書

都市計画法第43条第3項の規定により、 （建築物新築 第一種の用途変更 工作物新設）の協議を申し出ます。 平成 年 月 日 都道府県知事 様 協議申出者 住所 氏名 （電話）	
1. 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2. 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3. 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4. 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5. その他の必要な事項	
※受付年月日・番号 年 月 日 第 号	
※協議要件	
※協議年月日・番号 年 月 日 第 号	

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。  
 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。



様式第11号の3（第14条の2関係）

建築行為協議結果通知書

協議申出者  
住 所  
氏 名

平成 年 月 日付けで協議のあった建築行為協議申出については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第3項の規定により協議を了する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

記

建築の位置：  
敷地面積：  
用 途：  
備 考：

様式第12号（第16条関係）

地 位 承 継 届 出 書	
年 月 日	
長崎県知事            様	
承継人 住 所 氏 名 電 話 番 号	
都市計画法第44条の規定により、次のとおり開発（建築）許可に基づく地位を承継したので、届け出ます。	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
被承継人の住所及び氏名	
承 継 の 原 因	
承 継 年 月 日	年 月 日
※ 経 由	※ 処 理
注 1 ※印の欄には、記入しないこと。 2 承継の原因が相続の場合は承継者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記簿謄本を添えること。	

様式第13号（第18条関係）

開 発 登 録 簿

				第 号	
開発許可番号	年 月 日 第 号	地位の承継 許可に基づく	承継の年月日	年 月 日 第 号	
開発許可を受けた者の住所及び氏名	-----			承継人の住所及び氏名	-----
工事施行者の住所及び氏名					
開発区域に含まれる地域の名称及び面積					
法第41条第1項の制限の内容					
工事完了検査					
許可条件					
備 考					

変

更



様式第14号の2（第17条関係）

地位承継承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

下記のとおり開発許可に関する工事を施行する権原を取得したので、都市計画法第45条の規定により当該開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

記

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可に係る地域の名称及び面積	
被承継人の住所及び氏名	
権原取得年月日	年 月 日
承継の原因	
備考	※手数料欄

注 1 申請者又は被承継人の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印の欄には記入しないこと。



様式第16号（第3条関係）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 長崎県知事 様 許可申請者 住所 氏名		※手数料欄
1 開発行為の変更の概要		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
2 変 更 の 理 由		
3 開発許可年月日番号	年 月 日 第	号
※受付年月日番号	年 月 日 第	号
※変更の許可に付した条件		
※変更許可年月日番号	年 月 日 第	号

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。  
 2 変更の理由は概要を記載し、必ず理由書を添付すること。



様式第17号（第3条関係）

開発行為変更届出書

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住 所  
氏 名

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項
2 変更の理由
3 開発許可の許可番号                      年                      月                      日 第                      号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第17号の2（第3条関係）

開発行為変更協議申出書

平成 年 月 日

都道府県知事 様

協議者 住 所  
氏 名  
電 話

平成 年 月 日付け、長崎県指令  
行為の変更について下記のとおり申し出ます。

第 号にて協議を了した開発

記

1 変更にかかる事項
2 変更の理由

備考：変更にかかる事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第17号の3（第3条関係）

開発行為変更協議結果通知書

協議申出者  
住 所  
氏 名

平成 年 月 日付けの開発行為変更協議申出については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2の規定により協議を了する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

記

開発の位置：  
開発面積：  
用 途：  
備 考：

様式第 18 号 (第 21 条関係)

都市計画法による命令の公示

(土地又は工作物等の) 所在地

命令を受けた者の氏名

この(土地又は工作物等)は、都市計画法に違反しているので、 年 月  
日付けで、同法第八十一条に基づき を命じた。

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、 を行った場合は罰せられます。

- 3 年 月 日 {水道事業者名  
電気事業者名  
ガス事業者名} に対して

{水道  
電気  
ガス}の供給の申込みの承諾を保留するよう要請  
しています。

年 月 日

長崎県知事

様式第19号（第22条関係）

〔用紙 縦6.0センチメートル〕  
〔横8.5センチメートル〕

（表）

第	号	身 分 証 明 書	
		所 属	
		職	
		氏 名	
		年 月 日	生
上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。			
	年 月 日		
		長崎県知事	印

（裏）

都 市 計 画 法（抜粋）	
第82条 建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。	
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。	
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	